

保安林における植栽の義務の例外の処理に係る審査基準

1 植栽義務の免除又は猶予の認定

(1) 森林法施行規則（以下「規則」という。）第72条第1号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は（総合）振興局長が必要があると認めた場合において、次のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

ア 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は森林法（以下「法」という。）第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。

なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときはその変更されたところに従って植栽をしなければならない旨を付して認定する。

イ 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽することが著しく困難となった場合。

なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定する。

(2) 規則第72条第2号の規定による認定は、森林所有者からの認定の請求があった場合において、次のいずれにも該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明らかにすることとする。

ア 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生ずるものである場合。

イ 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種に限る。）による更新が期待できない場合。

(3) 国有林を管理する国の機関が当該国有林について規則第72条第1号又は第2号の規定による認定を求めようとする場合にあっては認定の請求に代えて知事に協議を行い知事の同意を得るものとする。